

令和8年度

第1回

大瀬小学校 学校運営協議会

令和8年4月22日（水）9:30～



【次回学校運営協議会予定】

6月26日（金）

第2回学校運営協議会

13:15～15:15（予定）

浜松市立大瀬小学校

〒431-3113 静岡県浜松市中央区大瀬町 2218 TEL：053-434-4620

E-Mail：oose-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp FAX：053-434-4555

日 時 令和8年4月22日(水)
 9:30~11:30
 会 場 大瀬小学校 会議室

〈 次 第 〉

開会(司会:教頭)

- 1 開催要件の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 5 自己紹介

	氏 名 (ふりがな)	備 考
会長	稲鶴 治夫 (いなづる はるお)	元地区自治会連合会副会長
副会長	小杉 和央 (こすぎ かずお)	R1 PTA会長・夢はぐやらまいか代表
委員	川島 博美 (かわしま ひろみ)	地区主任児童委員
委員	千葉ひと美 (ちば ひとみ)	R2 PTA副会長・CSコーディネーター
委員	松本 勝男 (まつもと かつお)	前地区自治会長
委員	齋藤 幹子 (さいとう みきこ)	地区民生児童協議会副会長
委員	相川 優子 (あいかわ ゆうこ)	大瀬小応援部代表
委員	池谷沙智子 (いけや さちこ)	CSコーディネーター

校 長	牧野 知子 (まきの ともし)	
教 頭	平田 典久 (ひらた のりひさ)	
教務主任	古木 大輔 (ふるき だいすけ)	
教諭	菊地 寛 (きくち ひろし)	※コミュニティ・スクール担当
事務局	田畑 里紗 (たばた りさ)	CSディレクター

- 6 学校運営協議会規則の確認 ※別紙1
- 7 議長の選出(出席した委員の中から互選)
- 8 熟議(司会:議長)
 - (1) 学校運営の基本方針について(校長)※別紙2
 いじめ防止対策基本方針(校長)※別紙3
 教育課程並びに主な教育活動及びについて(教頭)※別紙4
 - (2) ☆学校運営協議会のR8自己目標決定
 - (3) 学校支援活動案について(コーディネーター・教頭)※別紙5
 - (4) 夢育やらまいか事業(CS加算分)に対する意見書について(教頭)
 - (5) 5/1学校説明会「学校運営協議会について」の参加について
 - (6) 学校の課題「働き方改革について」
- 9 連絡

避難訓練

10:25 議事中断
 10:30 訓練放送
 10:36 訓練終了
 10:40 議事再開

【令和8年度 学校運営協議会予定】※ 今後変更することもあります。

	開催日	開催時刻
第2回 運営協議会	6月 26日(金)	13:15~15:15
第3回 運営協議会	11月 24日(火)	13:30~15:30
第4回 運営協議会	2月 10日(水)	13:30~15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



1 はじめに

正面玄関の「希望の像」は、6年間の小学校生活を通して、子供が夢や希望をもち、将来の自己実現に向けて力強く羽ばたいていく姿である。R7年度からスタートした「第4次浜松市教育総合計画」の基本理念は、「描く夢や未来の実現」である。夢や未来を描くのは子供だけでなく、子供の成長を支えるすべての人々であり、その実現に向けてそれぞれの立場で連携・協力していくことが必要である。

本校は、積志地区内で最も規模が小さく、子供たちは、互いの顔が見える関係性を築くことができている。また、外国につながる児童が在籍し、多様な文化を受け入れ共に学び合う姿が見られる。様々な環境で生活する子供たちにとって、学校によるキャリア教育は重要な役目を果たす。また、新しい時代に生きる子供たちに必要な資質・能力の育成は喫緊の課題であり、個別最適な学びや協働的な学びの充実が求められている。令和5・6年度に研究指定校として研究を進めた「ICT活用による授業改善」を活かし、本年度は学習者主体の学びをさらに進化をさせ、主体的・対話的で深い学びを通じた成長につなげたい。そのために、研修の充実を通して教職員の資質向上に努めていく。

夢を描き未来を実現するために、家庭や地域との協働体制は欠かせない。コミュニティ・スクールを開始して5年目となり、学校運営協議会による学校教育活動への理解と協力が図られている。昨年度までの熟議を活かし、育てたい子供像の理念を地域と共有し、地域の「人・もの・こと」の積極的な活用をし、地域を愛する子供を育てていきたい。R7年度より、PTA組織に替わり新たな大瀬小活動部が立ち上がった。子供のために主体的に支援しようとする保護者や地域の方々には、学校応援団として協力を願いたい。そのためには、学校教育活動へのさらなる理解が不可欠である。

そこで、開校57年目の大瀬小学校は、様々な教育活動を通して成長する子供の姿を発信していく。そして支え合いに感謝し、地域に貢献できる学校へと発展していきたい。

2 〈国・市の動向〉

これからの子供たちが生きていく未来は、予想困難な「VUCA」の時代と言われている。（変動性 Volatility、不確実性 Uncertainty、複雑性 Complexity、曖昧性 Ambiguity の頭文字をとって「VUCA」）このような社会に対し、主体的に関わり、多様な人々と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していける力を身に付けさせることが学校の使命である。まさに、2040以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成が求められている。また、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、社会的包摂性とウェルビーイング（心身の幸福）を意識した教育を推進する必要がある。

◆国の教育振興基本計画（第4期教育振興基本計画 R5.6.16）

基本方針・コンセプト

「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」

◆はままつの教育（第4次浜松市教育総合計画 R7～R16）

基本理念 「描く夢や未来の実現」

コンセプト 「主体性」……物事を自分事としてとらえ、自ら課題を見つけて粘り強く取り組む

「多様性・包摂性」……一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重し合う

「信頼・協働」……様々な人や組織とよりよい関係性を構築し、協働しながら乗り越える

目指すこどもの姿 「自分らしさを大切にすることも」

「他者と協働し、主体的に行動できるこども」

「自己調整しながら、粘り強く取り組むこども」

目指す教職員の姿 「こどもの自分らしさを受け止める教職員」

「愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員」

「専門性と指導力を磨き続ける教職員」

3 本校が指す教育

(1) 学校教育目標 われら お・お・せっ子

〔お〕 おもいやりのある子

〔お〕 おわりまでやりぬく子

〔せ〕 せいいっぱい考える子



(2) 目指す子供像

昭和59年に建立された築山の石碑には、伝統となる合言葉「お・お・せ」の文字が刻まれている。頭文字をいかした「おもいやりのある子」「おわりまでやりぬく子」「せいいっぱい考える子」には、先人の<徳><体><知>をバランスよく育むことへの強い信念がうかがえる。この合言葉は、42年たった今も、大瀬のすべての子供が言うことができ、子供も教職員も常に意識をして取り組んでいる合言葉である。

平成31年度から令和7年度まで、学校教育目標は、「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子の育成」であった。その具体の姿として、「思いやりのある子」「おわりまでやりぬく子」「せいいっぱい考える子」が位置付けられて取り組んできた。「支え合い」は「おもいやりのある子」、「磨き合い」は「おわりまでやりぬく子」、「共に学び続ける」は「せいいっぱい考える子」とリンクする。「われら お・お・せっ子」は、短い言葉ながらも、大瀬小の目指す子供像・学校像を端的に表現している言葉である。これまで大切にしてきたイズムを継承しつつ、より子供たちの心にまっすぐ届くよう、学校教育目標を改訂した。言葉は短くなったが、単なる短縮ではなく、日本が目指す子供像、浜松が目指す子供像、大瀬小が目指す子供像を包含した形の言葉である。令和8年度も、これまで大瀬小が目指してきたものと何ら変わりなく教育活動を推進していく。

以下に、3つの目指す子供像の重点目標を示す。

〈こころ〉 徳 おもいやりのある子

重点目標1 【ひとりひとりの良さを認め 思いやりをもって生活する】

- 思いやりや感謝の心を共に育むために、道徳教育を充実する。
- 所属感や自己有用感が高まるように、子供主体の特別活動を行う。
- だれもが居心地よく、安心して生活できるように、迅速かつ組織的な生徒指導を行う。

〈からだ〉 体 おわりまでやりぬく子

重点目標2 【自己を見つめ 粘り強く取り組む】

- 運動の楽しさや達成感を味わえるように、自ら課題を設定し振り返る場を設ける。
- 心身の健康に関心をもてるように、生活習慣や関係づくりを見つめ直す場を設ける。
- 心身の健康の保持増進のために、学校給食を生かした食に関する指導を実施する。
- 命を守る最善な行動をとるために、交通安全や防災、防犯を学ぶ機会を設ける。

〈あたま〉 知 せいっぱい考える子

重点目標3 【主体的に考え 共に学び続ける】

- 学習者主体の学びを目指し、デジタルとアナログのベストミックスを意識した授業改善に取り組む。
- 地域の人・もの・ことを生かした探究活動を設定し、自ら学び課題解決できる力を育てる。
- 豊かな心情を育み幅広い知識を得るために、図書館を活用した読書活動を推進する。

(3) 目指す教職員像 「チーム大瀬 ～ お・お・せ と しなやかさ ～」

第4次浜松市教育総合計画の「目指す教職員の姿」として、「こどもの自分らしさを受け止める教職員」「愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員」「専門性と指導力を磨き続ける教職員」と設定している。自己調整しながら主体的に学び続けることは、子供にも教職員にも求められる姿である。教職員がそれぞれの強みを生かし主体的に教育活動を進めるとともに、互いに支え合いながら協働的に対応していくことで、チーム大瀬で子供たちを育てていく。

そこでキーワードとなるのが「しなやかさ(柔軟性)」である。社会の激しい変化に柔軟に対応して未来を切り拓いていく子供たちを育てるためには、教職員がしなやか(柔軟)でなければならない。新しい学力観に合わせて、時代に合わせて、実態に合わせて、子供や保護者、地域のニーズに合わせて、しなやかにかえていく力をもつことは、教職員にとってもウェルビーイングの実現につながる。不易と流行を十分に見極め、新しい感覚、バランス感覚をもって組織として教育活動を進めていく。また、教職員それぞれの強みを生かし、互いに頼り合い、支え合う協働体制をつくっていく。

(4) 目指す学校像

◎安心感のある学級・学年・学校

- 一人一人に寄り添う生徒指導にこだわり、確かな子供理解のもと、多様性を認め合える温かい学級・学年・学校風土を創る。
- 毎日の挨拶や温かい会話、遊び等を通して、子供理解と信頼関係づくりに努める。
- 子供の思いを知り変化に気付くために、積極的に関わるとともに、計画的に調査や面談を行う。
- 危機管理を徹底し、人権侵害、アレルギー事故等をゼロにする。

◎心身ともに健康で明るく元気な教職員がいる活力ある学校

- しなやかさ（柔軟性）をもって、指導・対応を進める。
- 相談しやすく協働的に対応する職員集団「チーム大瀬」で教育活動を進める。
- 強みを生かした人材育成を意識し、主体的に教育活動を推進する。
- ゆとりある日課や行事等の精選を図り、タイムマネジメントに努める。

◎家庭・地域と協働・連携し、ともに歩む学校

- 学校運営協議会で、地域・家庭とビジョンを共有し、互いに手を携え学校運営の改善や教育活動の充実を図る。
- 地域の「人・もの・こと」を積極的に活用し、地域を愛する子供を育てる。

4 R8年度のキーワード

(1) 確かな学力の向上

- ★学年団研修・教科別研修を土台とした授業力向上のさらなる充実
- ★デジタルとアナログのベストミックスによる「書く力」の育成

(2) 相手意識をもったあいさつの推進

- ★あいさつを自分事としてとらえ、運営委員会を中心にあいさつが飛び交う学校を目指す

(3) 風通しのよい温かな職場

- ★弱音を吐ける人間関係、頼り合う人間関係
- ★「教えて」「一緒にやろう」「みんなで考えよう」

(4) みんなで育てる・みんなで育つ職員集団

- ★強みを生かした人材育成
- ★若手・ミドル・ベテラン 双方向の人材育成

(5) 「素早い対応」「攻めの対応」

- ★いじめ、トラブル、不登校、訴え等の早期発見・早期対応…想像力が、「素早い対応」「攻めの対応」を生む
- ★複数体制での対応…安心感を生む
- ★こどものニーズ、保護者のニーズ、地域のニーズを見極め、しなやかに対応

(省略)

(省略)

1 経緯

R6のCSにて、R7から部活動がなくなることが話題に挙がった。放課後、子供たちが楽しく体を動かせる場の提供を、地域が何かできないか。地域のGGの組織を活用したらどうか。

2 活動報告

(1) R6年度

3学期に、2年生を対象として、生活科の授業の中(人・もの・こととのかかわり)で、全員がGGを体験した。

(2) R7年度

◆R7は、お試して、学期に1回実施してみよう

◆実施日 1学期… 7/3 (木) 15:40~16:30
2学期…10/30 (木) 15:40~16:30
3学期… 1/22 (木) 15:40~16:30

◆講師 地域でGGを楽しんでいる方たち

◆募集対象 3~6年 2年生GG体験済

◆募集案内 実施2か月前に紙媒体で配布

◆運営 グループ決め、ルール説明、活動など、基本的には地域GG
集合指示等は、児童把握のために職員(CS担当・教頭・校長)

3 活動計画

(1) R8年度

◆R7に参加した児童は、リピーターも多く、楽しんで活動できた。地域の方も、子供たちと交流できて、教育活動の支援に貢献できていることに喜びを感じている。そこで、R8も継続を考えている。回数を1回増やして実施。

◆実施日候補 1学期…① 5/28
② 6/25
2学期…③ 9/24
④ 11/12

※いずれも、木曜日の15:40~16:30

◆講師 地域でGGを楽しんでいる方たち

◆募集対象 3~6年

◆募集案内 実施2か月前に紙媒体で配布(学期内分はまとめて募集)

◆運営 グループ決め、ルール説明、活動など、基本的には地域GG
集合指示等は、児童把握のために職員(CS担当・教頭・校長)